

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

長野県短期大学付属幼稚園の閉園等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 平成 29 年 3 月をもって長野県短期大学付属幼稚園が閉園されることに伴い、該当規定を削除する。
- (2) 平成 29 年 3 月をもって長野県青年の家が廃止されることに伴い、該当規定を削除するほか、所要の改正を行う。
- (3) 長野県少年自然の家条例の一部改正に伴い、長野県少年自然の家の業務から団体宿泊訓練に関する記載を削除する。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を
改正する規則案

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年
長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「青年の家（第28条・第29条）」を「削除」に改める。

第5条第1号中「（長野県短期大学付属幼稚園を除く。第6号及び第17条におい
て同じ。）」を削る。

第10条第14号中「、青年の家」を削る。

第18条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ
繰り上げる。

第3章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第28条及び第29条 削除

第30条中「、団体宿泊訓練を行い」を削る。

別表第4を次のように改める。

(別表第4) 削除

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 教育機関</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p><u>第5節 削除</u></p> <p>第6節～第10節 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(義務教育課)</p> <p>第5条 義務教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>第10条 文化財・生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 生涯学習推進センター、県立図書館、少年自然の家及び県立歴史館に関すること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(教育機関の設置)</p> <p>第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(4) 長野県少年自然の家条例(昭和52年長野県条例第21号)による長野県少年自然の家</u></p> <p><u>(5) 長野県信濃美術館条例(昭和44年長野県条例第32号)による長野県信濃美術館</u></p> <p><u>(6) 長野県立歴史館条例(平成6年長野県条例第24号)による長野県立歴史館</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 教育機関</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p><u>第5節 青年の家(第28条・第29条)</u></p> <p>第6節～第10節 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(義務教育課)</p> <p>第5条 義務教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 幼稚園<u>(長野県短期大学付属幼稚園を除く。第6号及び第17条において同じ。)</u>の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>第10条 文化財・生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 生涯学習推進センター、県立図書館、<u>青年の家</u>、少年自然の家及び県立歴史館に関すること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(教育機関の設置)</p> <p>第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 長野県青年の家条例(昭和42年長野県条例第19号)による長野県青年の家</u></p> <p><u>(5) 長野県少年自然の家条例(昭和52年長野県条例第21号)による長野県少年自然の家</u></p> <p><u>(6) 長野県信濃美術館条例(昭和44年長野県条例第32号)による長野県信濃美術館</u></p> <p><u>(7) 長野県立歴史館条例(平成6年長野県条例第24号)による長野県立歴史館</u></p>

改正案	現行						
<p>(7) 長野県営運動場条例（昭和32年長野県条例第20号）による運動場</p> <p>(8) 長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号）による長野県山岳総合センター</p> <p>第5節 削除</p>	<p>(8) 長野県営運動場条例（昭和32年長野県条例第20号）による運動場</p> <p>(9) 長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号）による長野県山岳総合センター</p> <p>第5節 青年の家</p> <p>(業務)</p>						
<p>第28条及び第29条 削除</p>	<p>第28条 長野県青年の家は、長野県青年の家条例に規定するところにより、青少年に団体宿泊訓練を通して、職業的、生活的、文化的、体育的な各種教育事業を行うことを目的として、次の各号に掲げる事務を行うところである。</p>						
	<p>(1) 職業及び生活についての学習活動</p> <p>(2) 音楽、演劇、美術その他文化活動</p> <p>(3) 体育及びレクリエーション活動</p> <p>(4) グループ運営</p> <p>(5) その他青少年育成のための活動</p> <p>(名称及び位置)</p>						
<p>(業務)</p>	<p>第29条 長野県青年の家の名称及び位置は、長野県青年の家条例に規定するところにより、別表第4のとおりとする。</p>						
<p>第30条 長野県少年自然の家は、長野県少年自然の家条例に規定するところにより、少年を自然に親しませ、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、もって少年の健全な育成を図ることを目的として、次の各号に掲げる事務を行うところである。</p> <p>(1) 自然観察、自然探究、自然愛護その他の自然に親しむ活動に関すること。</p> <p>(2) 登山、キャンプ、ハイキング、オリエンテーリング、スケートその他の野外活動に関すること。</p> <p>(3) 少年団体指導者の研修に関すること。</p> <p>(4) その他少年の健全育成に関すること。</p>	<p>第30条 長野県少年自然の家は、長野県少年自然の家条例に規定するところにより、少年を自然に親しませ、<u>団体宿泊訓練を行い</u>、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、もって少年の健全な育成を図ることを目的として、次の各号に掲げる事務を行うところである。</p> <p>(1) 自然観察、自然探究、自然愛護その他の自然に親しむ活動に関すること。</p> <p>(2) 登山、キャンプ、ハイキング、オリエンテーリング、スケートその他の野外活動に関すること。</p> <p>(3) 少年団体指導者の研修に関すること。</p> <p>(4) その他少年の健全育成に関すること。</p>						
<p>(別表第4) 削除</p>	<p>(別表第4) (第29条関係)</p>						
	<p>青年の家</p> <table border="1" data-bbox="1169 1273 2054 1396"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県松川青年の家</td> <td>下伊那郡松川町</td> </tr> <tr> <td>長野県須坂青年の家</td> <td>須坂市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野県松川青年の家	下伊那郡松川町	長野県須坂青年の家	須坂市
名称	位置						
長野県松川青年の家	下伊那郡松川町						
長野県須坂青年の家	須坂市						